



税理士 山本 善通 氏

## Question

## 商品券発行事業

当組合は、従来より商品券発行事業を行っています。商品券発行に係る法人税法上の処理が改正されたと聞きましたが、概要を教えてください。

## Answer

## 【概要】

今般、顧客との契約から生じる収益に関する包括的な会計基準として「収益認識に関する会計基準」が導入され、これを踏まえ平成30年度税制改正において資産の販売等に係る収益に関する規定の改正が行われています。これに伴い、法人税法では新たに資産の販売等に係る収益の計上時期及び計上額を明確化する規定が設けられ、商品券発行に係る基本通達においても改正されました。

## 〈改正〉「商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期」（新 法人税基本通達2-1-39）

（要旨）商品引換券等については、原則として商品引換券等との引換えにより商品を引渡した時に益金算入することとするが、商品引換券等の発行の日から10年が経過した日（同日前に次に掲げる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日。以下「10年経過等」という。）の属する事業年度終了の時に商品引換券等を了していない商品引換券等がある場合には、未計上となっている商品引換券等に係る対価の額を一括して益金算入

- (1) 法人が発行した商品引換券等をその発行に係る事業年度ごとに区分して管理しないこと又は管理しなくなったこと
- (2) その商品引換券等の有効期限が到来すること
- (3) 法人が継続して収益計上を行うこととしている基準に達したこと

## 〈改正前〉「商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期」（旧 法人税基本通達2-1-39）

（要旨）原則として商品引換券等を発行した時に受領した対価の全額を益金算入するが、例外的に税務署長の確認を受けて、①商品引換券等（発行に係る事業年度ごとに区分して管理するものに限る。）の発行に係る対価の額をその引渡し等のあった日の属する事業年度の収益に計上し、②足掛け5年経過した事業年度終了の時に未引換の商品引換券等に係る対価の額を益金算入することも可

## 【留意点】

この度の改正で、原則と例外が逆になった事に留意して下さい。

商品券の発行時に原則益金算入であったものが、発行時には負債に計上し、目的物の引渡し等の日の属する事業年度に益金算入となります。また、商品引換券の発行の日から10年が経過した場合で、未引換分がある場合は、一括益金計上するという事になりますので留意して下さい。

